



農業委員会だより

— 第66号 —

編集・発行

阿久根市農業委員会

電話 0996-73-1249

令和5年3月

華の牛肉祭りAKUNE 開催

令和5年2月1日から28日まで、阿久根市肉祭り実行委員会により、「華の牛肉祭りAKUNE」が開催されました。

参加店舗の一つである、焼肉 GONZA では、「華鶴和牛重」が提供され、香ばしくも上品な脂がサッと溶ける華鶴和牛の魅力、しぐれ煮の御飯、味変用の卵、タレ、ワサビなど多彩な味が楽しめました。

他にも和食コース、ステーキ、しゃぶしゃぶ、焼肉など多彩なメニューが楽しめるイベントとなり、訪れた客は華鶴和牛の味に舌鼓を打ち、本イベントをきっかけに、華鶴和牛及び参加飲食店の魅力を知るきっかけとなり、大盛況のイベントとなりました。



農地法3条下限面積の廃止

これまで、農地を農地として取得する場合、農用地区域内農地は3,000㎡、それ以外の区域の農地では100㎡の耕作面積要件が必要でしたが、面積要件が廃止されることになりました。但し、下記の許可基準は維持されます。

農地法の申請がない貸し借りは、賃料不払等トラブルのもとになります。

農地の貸し借りや、所有権移転は、農業委員会へ手続きをお願いします。

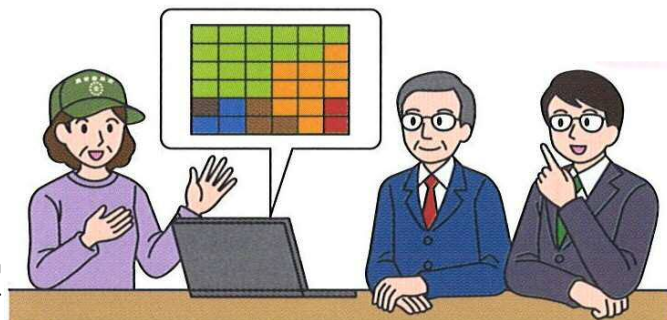
全部効率利用要件	申請地を含め、所有農地及び借りている農地の全てを効率的に耕作すること。
農作業常時従事要件	申請者または、その世帯員等が農作業に常時従事すること。
地域との調和の要件	申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。
その他	資産保有、転貸、投機目的等の農地取得は認められません。 地域計画策定の区域内において、農地等の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる場合の取得は認められません。

地域計画の策定

市内12地区で、実質化された「人・農地プラン」が策定されていますが、令和5年4月1日に施行される農業経営基盤強化促進法の改正により、「人・農地プラン」から「地域計画」に変わり、法定化されることになりました。

①地域の選定

これまで実質化された
市内12地区の「人・農地プラン」を「地域計画」に移行予定



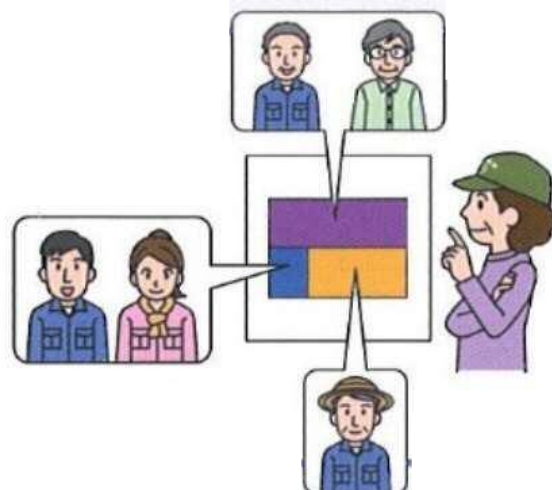
②地域計画における協議の場の設置

- ・将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか、農地を含め、地域農業をどのように維持発展していくか、（若年者や女性を含む幅広い意見を取り入れながら、地域の関係者が一体となって話し合う）
- ・出し手受け手の意向を把握し
目標地図の素案をつくる。



③目標地図の作成

- ・分散した農地を話し合い等の結果に基づく団地化した図



④地域計画の策定



⑤公告（令和7年3月31日期限）

農業委員会は、この「目標地図」の素案を作成するために、地域の農業者等を中心に、意向把握を進めていくこととなります。

【 令和4年農地賃借料の実績 】

—令和4年1月から令和4年12月分—

大 字	田（水稲：10a 当たり）				畑（甘藷等：10a 当たり）			
	平 均 値	最 高 値	最 低 値	件 数	平 均 値	最 高 値	最 低 値	件 数
脇 本	10,200 円	13,100 円	4,000 円	8	5,000 円	13,200 円	3,000 円	33
折 口	7,000 円	10,000 円	5,000 円	2	5,000 円	5,000 円	5,000 円	9
多 田	7,300 円	12,000 円	5,000 円	8	5,700 円	8,200 円	4,000 円	12
鶴 川 内	8,800 円	13,700 円	4,900 円	39	5,800 円	14,800 円	3,000 円	16
山 下	11,000 円	17,000 円	6,000 円	13	5,000 円	5,000 円	5,000 円	7
赤 瀬 川	5,000 円	5,900 円	3,200 円	3	4,200 円	6,600 円	2,900 円	11
波 留	9,000 円	13,200 円	6,000 円	14	—	—	—	—
西 目	4,800 円	4,800 円	4,800 円	1	6,200 円	18,800 円	4,800 円	12
大 川	—	—	—	—	5,700 円	10,000 円	5,000 円	10
市 全 体	9,000 円	13,700 円	3,200 円	88	5,200 円	14,800 円	2,900 円	110

【施設園芸】（10a 当たり）

大 字	平 均 値	最 高 値	最 低 値	件 数
脇 本	42,400 円	68,700 円	15,000 円	4
折 口	5,000 円	5,000 円	5,000 円	1
鶴 川 内	17,400 円	25,000 円	12,000 円	5
山 下	20,200 円	25,000 円	12,000 円	8
西 目	8,600 円	9,000 円	8,000 円	7
大 川	10,400 円	10,400 円	10,400 円	1
市 全 体	22,800 円	68,700 円	5,000 円	26

注)

- 1 年間に契約された実例を基に記載しており、実例無しの場合は「—」で表示しております。
- 無償貸与、物納は記載しておりません。（田は、10a 当たり粉 2 俵(70kg)が一般的でした。）
- 施設園芸については、令和4年12月末で契約中のものを記載しております。
- 金額は、100 円未満を四捨五入した数値で記載しております。

※ 上記の賃借料は参考とし、農地の状況（水利・利便性・傾斜度・有効面積等）を考慮しながら、双方適正な金額を話し合いにより決定してください。

全国農業新聞を購読してみませんか！

全国農業新聞は、全国農業会議所が発行する週刊の農業総合専門誌です。農業に関する情報が分かりやすいよう解説的にまとめられています。

全国農業新聞の購読などのご相談は、農業委員最適化推進委員、又は農業委員会事務局にお問い合わせください。（毎週金曜日発行・購読料月700円[送料・税込]）



令和5年度 阿久根市農作業賃金等標準額

標準額は目安となりますので、農地の条件等により当事者間において適正な額の話し合いをお願いします。

【一般作業】

〔単位：円〕

作業名等	時間	標準額	付記
重作業	8時間	7,400円	技術・危険を伴う作業や農機具を使用しての作業 (脚立使用、ハウスのビニール掛けなど)
軽作業	8時間	6,900円	幅広い年齢層で男女を問わない作業など (野菜の植付・収穫及び管理など)

【作業機械】

〔単位：円〕

作業名等		単位	標準額	付記	
春 の 機 械 作 業	不耕起田荒かき	10a	7,500	①搬入不便な場所は、2割以内加算 ②水田・畑とも20アール以上で基盤整備されたほ場は、1割以内減 ③1筆あたりの面積が、5アール未満の場合は5アールとする。 ④農地の条件（水利・便利度・傾斜・有効面積等）によっては、双方で協議する。	
	裏作田荒かき	〃	7,000		
	耕起から代かきまで (3回以内)	一毛作	〃		16,000
		二毛作	〃		15,500
	耕起のみ	一毛作	〃		8,000
		二毛作	〃		7,000
	代かきのみ	〃	8,800		
	機械植	請負者苗持ち 同時施肥を含まず (苗10a当たり20箱)1箱630円	〃		19,500
		委託者苗持ち	〃		7,000
		同時施肥	〃		8,000
	甘藷うねたて	〃	7,000		
	マルチ被覆	〃	3,700		
	同時マルチ被覆	〃	9,500		
	畑耕起(耕耘機)	〃	6,500		
	トラクター	水田耕耘	〃		8,000
畑耕耘		〃	8,000		
機械作業	馬鈴薯堀取りのみ	〃	5,200		
	甘藷つる切りのみ	〃	4,200		
馬鈴薯植え付け (種・マルチ本人持・マルチ作業含む)	〃	11,000			
サブソイラー(漉き起こし)	〃	4,200			
パワーディスク(天地返し)	〃	5,300			
作 取 ・ 脱 業 穀	コンバイン (水稲)	グレンタンク式	〃	16,000~ 18,000	運搬は双方の話し合いによる
		袋詰式	〃	12,000	
		湿田	〃	19,000	ほ場の状態により別途加算
	バインダー	〃	10,000	結束ひも・機械等	
糶(コンバイン袋)	〃	350			
稲わら・牧草梱包	1袋	7,500	梱包のみ・紐は機械持		
作 防 除	ミスト機(粉・粒剤)	10a	2,100	水稲の基準による農業は委託者持	
	動力噴霧器(水和剤)	〃	3,200		
	ドローン(薬剤費除く)	〃	3,000	5アール以上から	
ライムソワー(肥料散布)	〃	2,100			
畔塗機	1m	40~50			
そ の 他	稲わら	掛け干し	10a	9,500	配達料込
		コンバイン刈り取り		5,000	
	堆肥完熟 (2t車)	散布	1台	6,500	
		布料		3,800	

注) 金額については、消費税込みです。

農地に太陽光発電施設を設置する場合は許可が必要です

近年、太陽光発電施設を農地に設置したいというご相談を多くいただいています。そこで、太陽光発電施設への転用手続きの主なポイントをご紹介します。

①農用地区域内農地，第1種農地に太陽光発電施設を建設する場合

農業振興地域整備計画で定められた農用地区域，および10ヘクタール以上の規模の一団の農地，農業公共投資の対象である等の第1種農地で，太陽光発電施設の建設は原則不許可となります。

例外的に，認定農業者等が，パネルの下の農地を耕作する営農型太陽光発電施設を建設する場合に限り許可できますが，太陽光発電施設の下の農地を適切に耕作する必要があります。また毎年度営農状況について農業委員会に報告するなど，厳しい制限があります。



②上記以外の農地に太陽光発電施設を建設する場合

上記以外の農地に太陽光発電施設を建設する場合，農業委員会に農地法4条もしくは5条の転用申請をし，許可後に建設できます。



詳しい内容については，農業委員会事務局におたずねください。

農業者年金に加入しませんか？

◆加入要件

- ・国民年金1号被保険者
- ・年間60日以上農業に従事
- ・20歳以上60歳未満



◆保険料 月額2万円～6万7千円

通常加入した場合の農業者年金の支給額の試算（保険料月額2万円の場合）

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	年金額（年額）		年金額（月額）		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	76万円	64万円	6.3万円	5.3万円	1,624万円	1,717万円
30歳	30年	720万円	50万円	42万円	4.2万円	3.5万円	1,078万円	1,139万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	2.5万円	2.1万円	638万円	674万円

◆特徴

- 終身年金。80歳まで死亡の場合、一時金あり
- 要件を満たす39歳までの農業者は保険料の一部助成あり
- 保険料はいつでも見直しできる。何回でも脱退、再加入ができる。
- 60歳まで支払う毎月の保険料は、全額社会保険料控除の対象

※国民年金及び国民年金付加年金（付加保険料月額400円）の納付届出が必要です。

※農業者年金と、国民年金基金及び個人型確定拠出年金（イデコ）は重複加入できません。

所有者が亡くなったら相続登記を行いましょう



農地の相続登記がされず長期間放置すると、誰が管理している土地かわからなくなり、売買や貸し借りの契約が難しくなります。



登記 あなたのため、お子さんやお孫さんのため、地域の人のために、相続登記（所有者の名義変更）をしてください。

相続登記手続きは法務局に申請してください。お近くの司法書士にもご相談できます。



届け出

農地を相続された方は届け出が義務づけられています。

農地を相続された場合、権利取得を知った日から概ね10ヶ月以内に、農業委員会に届け出る必要があります。登記完了証の写しを添付し、農業委員会へ届出をお願いします。